平成２５年（フ）第４３０号
川崎市宮前区野川796番地　サンハイム小泉401
債務者　伊地知泰光
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
川崎市幸区南加瀬３丁目３番43―301号　照味ビル、前住所横浜市鶴見区岸谷３丁目24番16―203号
債務者　多聞　和弘
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６２号
川崎市幸区南加瀬３丁目３番43―301号　照味ビル、前住所横浜市鶴見区岸谷３丁目24番16―203号
債務者　多聞　勝子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６３号
川崎市川崎区小田１丁目５番15号　第６むさし荘101
債務者　山本　博昭
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８８号
川崎市川崎区本町１丁目８番地23　ダイキン本町141号
債務者　弓削　武史
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８９号
川崎市川崎区池上新町１丁目６番５―104号　メゾンパル、前住所川崎市川崎区富士見２丁目４番12号　マロンカーサ103
債務者　関谷　有加
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
川崎市宮前区菅生５丁目18番５―202号　元結屋第２ビル
債務者　木村　美桜（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７５３号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目20番24号
債務者　畠　　靖典
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７５４号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目20番24号
債務者　畠　　愛（旧姓岩崎・藤井）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７５７号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目15番17号
債務者　寺田　智子（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第９５１号
さいたま市見沼区大字東新井209番地２、前住所さいたま市中央区上峰２丁目13番７号
破産者　前中　博毅
1　主文　平成25年９月30日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「さいたま市中央区上峰２丁目13番７号」とあるのを、「さいたま市見沼区大字東新井209番地２、前住所さいたま市中央区上峰２丁目13番７号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年10月15日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５２号
さいたま市見沼区大字東新井209番地２、前住所さいたま市中央区上峰２丁目13番７号
破産者　前中美千子
1　主文　平成25年９月30日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「さいたま市中央区上峰２丁目13番７号」とあるのを、「さいたま市見沼区大字東新井209番地２、前住所さいたま市中央区上峰２丁目13番７号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年10月15日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１８７２０号
東京都府中市片町２丁目17―３―203、開始決定時の住所東京都府中市宮西町３丁目６―１―501
破産者　菊池　　隆
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９９８号
東京都渋谷区渋谷３丁目27番15号
破産者　株式会社ＤＰＧホールディングス
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部